

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成22年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成21年10月27日付鳥取県告示第655号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

大字郷原村中	鳥取市河原町郷原字大人333の2
大字山手村中	〃
大字郷原村中	鳥取市河原町郷原字中野谷330の2
大字山手村中	〃
大字郷原村中	鳥取市河原町郷原字楮谷331の2
大字今在家村中	〃
大字山手村中	〃
大字徳吉村中	〃
湯谷神社	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野295の2

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

大字郷原	鳥取市河原町郷原字香山409の2
大字郷原村中	鳥取市河原町郷原字下林324の1
大字今在家村中	〃
大字山手村中	〃
大字徳吉村中	〃
大字郷原村中	鳥取市河原町郷原字地才工336の2
大字郷原、山手中	鳥取市河原町郷原字長谷松434の3

大字郷原	鳥取市河原町郷原字長谷松434の5
大字山手中	〃
大字郷原、山手中	鳥取市河原町郷原字長谷松434の15
〃	鳥取市河原町郷原字長谷松434の16
〃	鳥取市河原町郷原字長谷松434の17
大字郷原村中	鳥取市河原町郷原字蛇谷315の2
大字山手中	〃
西日本旅客鉄道 株式会社	鳥取市河原町郷原字蛇谷315の10
大字郷原村中	鳥取市河原町郷原字松木谷口325の2
大字山手中	〃
水根生産森林組合	鳥取市河原町水根字石コロキ949の1
〃	鳥取市河原町水根字石コロキ949の3
前田藤吉	鳥取市河原町水根字石コロキ949の26
前田勲	鳥取市河原町水根字石コロキ949の27
山根勝太郎	鳥取市河原町山手字地ユノ谷上分631の2
大字山手中	鳥取市河原町山手字森谷上分563の3
〃	鳥取市河原町山手字森谷上分563の4
〃	鳥取市河原町山手字森谷上分563の110
〃	鳥取市河原町山手字森谷上分563の111
〃	鳥取市河原町山手字森谷上分563の112

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業総室